



- 会長伊藤 隆一 10月定例会で許可の農地法第3・5条また、追加報告(1)報告第8号農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について事務局より報告いたさせます。
- 事務局 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局
- 事務局 追加報告(1)報告第8号農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告報告致します。(朗読)10月定例会で許可の農地法第3条1件、第5条2件は10月25日付で、許可指令証を交付しております。
- 会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、「農地転用現地調査委員長報告」につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。
- 議長 議案第60号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。申請1番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。
- 國分新司委員 議長
- 会長伊藤 隆一 6番國分新司委員
- 渡邊孝一委員 議案第60号件番1について、11月13日に現地調査及び申請内容の確認を三瓶修藏委員と致しました。件番1については、生前一括贈与であり、譲受人は農業に従事しており、申請地以外でも耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第60号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第60号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。
- 次に、議案第61号「農地の権利移動制限の許可処分の取消願出について」を上程します。申請1番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)

会長伊藤 隆一 無ければ、質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 61 号「農地の権利移動制限の許可処分の取消願出について」の申請 1 番は、取消願出のとおり許可取り消しとすることに、異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 61 号「農地の権利移動制限の許可処分の取消願出について」の申請 1 番は、取消願出のとおり許可取り消しとすることに、決定をいたしました。  
議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定を致しました。  
申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに決定を致しました。  
申請 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに決定を致しました。  
次に、議案第 63 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長  
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案再設定 1 番及び追加新規設定 1 番を除く、再設定 12 件、新規設定計 1 件、追加再設定 1 件、計 14 件の議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 63 号「農用地利用集積計画の決定について」議案再設定 1 番及び追加新規設定 1 番を除く、再設定 12 件、新規設定計 1 件、追加再設定 1 件、計 14 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 63 号「農用地利用集積計画の決定について」議案再設定 1 番及び追加新規設定 1 番を除く、再設定 12 件、新規設定計 1 件、追加再設定 1 件、計 14 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。  
次に再設定 1 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、6 番國分新司委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。  
暫時、休議します。(休議中)  
6 番國分新司委員退席
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。再設定 1 番の議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
議案第 63 号「農用地利用集積計画の決定」再設定 1 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 63 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定

1 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

6 番國分新司委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

6 番國分新司委員復席)

会長伊藤 隆一

それでは再開します。

次に追加議案新規設定 1 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、9 番私が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席致しますので、議事進行は会長職務代理人 1 番佐藤孝昭委員にお願い致します。

暫時、休議します。

(休議中)

9 番伊藤隆一委員退席

会長職務代理人

それでは再開します。

追加議案新規設定 1 番の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長職務代理人

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長職務代理人

異議なしと認め、採決を行います。

議案第 63 号「農用地利用集積計画の決定」追加議案新規設定 1 番案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長職務代理人

異議なしと認め、議案第 63 号「農用地利用集積計画の決定について」追加議案新規設定 1 番の案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

9 番伊藤隆一委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

9 番伊藤隆一委員復席)

会長伊藤 隆一

それでは再開します。

次に、議案第 64 号「現況確認証明願いについて」を上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

事務局長

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 64 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。

- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 64 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
- 次に、申請 2 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 64 号「現況確認証明願い」の申請 2 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 64 号「現況確認証明願い」の申請 2 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
- 次に、申請 3 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 64 号「現況確認証明願い」の申請 3 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 64 号「現況確認証明願い」の申請 3 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
- 次に、追加議案第 65 号「平成 30 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 無ければ、質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。追加議案第 65 号「平成 30 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」の議案は本宮市長へ意見することに異議ありませんか。
- (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、追加議案第 65 号「平成 30 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」の議案は本宮市長へ意見することに決定いたしました。意見送付日は 11 月 20 日を予定しております。  
以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 11 月の定例会を終了いたします。

平成 29 年 11 月 20 日  
(閉会午後 2 時 42 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

---

議席 7 番委員 渡邊 孝一

---

議席 8 番委員 渡邊 平二

---